

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第3部門第3区分
【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2005-511826(P2005-511826A)
【公表日】平成17年4月28日(2005.4.28)
【年通号数】公開・登録公報2005-017
【出願番号】特願2003-550860(P2003-550860)
【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 101/00
C 0 8 K 5/3492
C 0 8 K 5/51
C 0 9 K 21/12
C 0 9 K 21/14

【F I】

C 0 8 L 101/00
C 0 8 K 5/3492
C 0 8 K 5/51
C 0 9 K 21/12
C 0 9 K 21/14

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月12日(2004.8.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エチレンジアミンをポリリン酸と反応させる、若しくはエチレンアミン又はエチレンアミン混合物をリン酸、ポリリン酸、ピロリン酸及びこれらの混合物からなる群より選択される酸と反応させる方法によって調製され；

難燃剤の水溶液が約2.02から6.5の間のpHを有するような、酸又は酸混合物のエチレンジアミン、エチレンアミン、又はエチレンアミン混合物に対する比率であることを特徴とする難燃剤組成物。

【請求項2】

方法が、さらにエチレンジアミン、エチレンアミン、又はエチレンアミン混合物を酸又は酸混合物と反応させる以前に、エチレンジアミン、エチレンアミン、又はエチレンアミン混合物をホルムアルデヒド及びメラミンと反応させる工程を含むことを特徴とする請求項1に記載の難燃剤組成物。

【請求項3】

水溶液状であることを特徴とする請求項1又は2に記載の難燃剤組成物。

【請求項4】

a) 30から99.75重量%のポリマー；及び

b) 0.25から70重量%の請求項1又は2に記載の難燃剤組成物

を含むことを特徴とする難燃剤組成物。